

「ゴミ貯溜機の営業秘密技術情報」不正競争行為差止等請求事件：大阪地裁平成27(ワ)6555・平成28(ワ)5501・平成30年3月15日(21民部)判決<請求棄却>

【キーワード】

技術情報の不競法上の営業秘密，秘密保持義務，公然知られていないもの

【事案の概要】

本件は，原告（日本クリーンシステム株式会社）が，ゴミ貯溜機に関する別紙営業秘密目録記載の技術情報（以下「本件技術情報」という。）が不正競争防止法（以下「不競法」という。）上の営業秘密である旨主張して，P 1を除く被告らに対し，同法に基づき，ゴミ貯溜機の製造販売等の差止め及び廃棄（請求の趣旨1項，2項），P 1に対し，同法及び秘密保持契約違反に基づき，ゴミ貯溜機に関する本件技術情報の使用開示等の差止め（請求の趣旨3項），被告ら全部に対し，同法違反の不法行為に基づく損害賠償（請求の趣旨4項），P 1に対し，上記契約違反に基づく約定損害金の支払（請求の趣旨5項）を求め，また，ゴミ貯溜機の商品表示が周知商品等表示であることを前提とする不競法に基づき，又は同商品表示の商標権に基づき，被告銀座吉田に対し，その類似標章の使用差止め（請求の趣旨6項）及び商標権侵害の不法行為に基づき損害賠償（請求の趣旨7項）を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。なお，甲号証の書証番号は，併合前に提出されたものは平成27年（ワ）第6555事件で提出された番号を指す。）

(1) 当事者及び関係者

- ア 原告は，ごみの収集機器の製造及び販売等を業とする株式会社である。原告は，従業員が40名余りの会社であり，肩書地に本社を置くほか，東京支店と福島工場があり，現在，シンガポールと香港に現地法人がある（甲21）。
- イ P 1は原告に平成3年2月15日に就職し，平成9年7月1日から平成26年9月30日まで取締役であり，同日，退職した者である。原告在職中，原告と被告銀座吉田との取引を担当していた（甲21）。
- ウ 被告太陽工業は，肩書地に本社を置くほか福島県伊達市に工場（以下「伊達工場」という。）を持ち，溶接加工・機械製造加工を行っている。なお，伊達工場は，平成26年1月頃，1億5000万円の借入れで新たに購入した工場である（甲21）。
- エ 被告銀座吉田は，工業製品の輸出入等を業として行う株式会社である。被告銀座吉田は，平成6年頃から，中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という。），シンガポール，中華人民共和国（以下「中国」という。）において，原告の唯一の代理店として，原告製造に係るゴミ貯溜機等の販売のほか，周辺機材及びメンテナンスサービスの提供，機械修理を行っていた

が、後記(2)の経緯で、現在、原告との取引関係はない(甲10の1, 2, 甲21)。

オ 被告サン・ブリッドは、被告太陽工業と同住所に本店を置く電気機器用部品の製造販売等を行う株式会社であり、代表者も被告太陽工業の代表取締役と同一である(以下、被告サン・ブリッドと被告太陽工業を併せて「被告太陽工業ら」ということもある。)。被告サン・ブリッドは、原告製ゴミ貯溜機の部品の一部を原告に供給していたことがある(甲21)。

カ P2は、被告太陽工業及び被告サン・ブリッドの代表取締役であるP3の弟であり、被告太陽工業の元従業員である。

キ 有限会社サキダス(以下「サキダス」という。)は、平成9年8月1日に設立され、平成17年7月1日からP1が代表取締役を務める特例有限会社である(甲59)。

ク JCS WASTE MANAGEMENT CO.,LTD (以下「JCS」という。)は、原告と被告銀座吉田の取引継続中、香港で原告の代理店となるため、被告銀座吉田の代表者が出資して香港に設立した会社である。原告も、そのパンフレット中に原告の現地法人と記載していた(甲7, 甲37)。

ケ JCS WASTE MANAGEMENT BEIJING CO.,LTD. (以下「JCS北京」という。)は、被告銀座吉田の代表者が出資し、「Executive Director(執行役員)」を務める会社である(甲74)。

(2) 本件紛争の経緯等

ア 原告は、平成6年頃から、被告銀座吉田と提携して「ゴミック」を商品名とする原告製造に係るゴミ貯溜機(以下「原告製品」という。)の香港、シンガポール、中国への輸出を開始し、平成26年頃までに合計輸出台数が100台を超えるまでになっていた(甲21)。

イ 原告の取締役として被告銀座吉田との取引を担当していたP1は、平成26年8月29日付で、秘密保持義務及び競業避止義務を定めるほか、違反した場合には退職金を返還するとともに同額の違約金支払義務を定めた本判決に添付した「退職の誓約に関する確認書」と題する書面(甲4。以下「本件確認書」という。)に署名押印して原告に差し入れた。そして、同年9月30日、原告を退職し、退職金として700万円の支給を受けた(甲5の1)。

ウ 被告銀座吉田は、中国の取引先との間で進めていた中国成都のショッピングセンター及びホテルに原告製品を納品する商談につき、平成26年10月20日には、その注文が確定したとして原告に連絡した(甲58)。

エ 原告は、平成27年1月5日、シンガポールに現地法人を設立し、同月16日、被告銀座吉田に対し、今後、被告銀座吉田からの注文を受けない旨を口頭で通知した上、同月30日、ゴミ貯溜機に関する取引終了の通知を発送し、被告銀座吉田との取引を打ち切った(甲9の1, 甲10の2)。

これに対し、被告銀座吉田は、同年3月23日、原告を相手方として、原告が被告銀座吉田との取引を打ち切ってシンガポールに代理店を設置して被

告銀座吉田を排除して自ら取引をしようとしたとして、大阪地方裁判所に機械輸出禁止仮処分申立事件を申し立てた。そして、その申立てにおいて原告と被告銀座吉田間に原告製品についての独占的総代理店契約があり、原告の行為は被告銀座吉田に与えられた独占的営業・販売権を侵害するものである旨を主張した（甲10の1）。

これに対し、原告は、被告銀座吉田主張に係る独占的総代理店契約を否認するとともに、原告から「ゴミックを仕入れなくても、自らもしくは第三者をしてゴミックを製造することが可能であるから、本件仮処分申立はその必要はない。」であるとか、被告銀座吉田は「香港・シンガポール・中国でゴミックの納入先をみつけてくれば、それを製造して納入することは容易である。」旨を主張して争った（甲10の2）。

オ 上記ウの被告銀座吉田が受注することで確定していた中国成都の取引について、被告銀座吉田から原告へ発注がなされることはなかったが、同年5月頃、被告太陽工業の伊達工場においては、原告製品と同形状のドラム式ゴミ貯溜機が製造されていた。また同工場敷地内には、P1が代表者を務めるサキダスの従業員が稼働し、またP1が同工場を訪問することもあった（甲11の1, 2, 甲60の1, 2, 甲61, 甲62）。

カ 原告は、伊達工場でゴミ貯溜機が製造されている事実を主張して、同年7月2日、P1及び同太陽工業に対して訴訟を提起し（P1に対して平成27年（ワ）第6555号 不正競争行為差止等請求事件。被告太陽工業に対して同第6557号不正競争行為差止等請求事件）、さらに同月8日、被告太陽工業に対して損害賠償請求訴訟を提起した（平成27年（ワ）第6781号 損害賠償請求事件）。

キ 上記ゴミ貯溜機（以下「伊達工場出荷物件」という。）は、同年7月15日に伊達工場から搬出されたが、その設置先は、本件において被告らから明らかにされていない。

ク 原告は、さらに同年8月28日、被告銀座吉田に対し、上記ゴミ貯溜機の製造搬出の事実等に被告銀座吉田が関与していると主張して差止め及び損害賠償等を請求する訴訟を提起した（平成27年（ワ）第8600号 損害賠償請求等事件、同8602号 不正競争行為差止等請求事件）。

ケ 被告銀座吉田が申し立てた上記エの仮処分申立事件は、同年8月31日、上記権利に基づく侵害行為の差止請求権は認められないとして却下された（甲17の1）。

コ 上記ウの取引で原告製品が納品されるはずであった中国成都のショッピングセンターとホテルには、遅くとも平成27年10月9日までに、ショッピングセンターには原告製品の型番「GMR-20000」と外観も内部構造もほぼ同一のゴミ貯溜機（以下「本件製品1」という。）が、ショッピングセンターに隣接するホテル「THE TEMPLE HOUSE 博舎」には原告製品の型番「GMR-8000」と外観も内部構造もほぼ同一のゴミ貯溜機（以下「本件製品2」とい

う。)が設置された。本件製品1には、型番を原告製品と同じ「GOMIC GMR-20000」、製造年月日を「JUN 16, 2015」と表記する製造者が「SUN・BRID・CO. LTD」と理解できる銘板が付されており、本件製品2にも、型番を原告製品と同じ「GOMIC GMR-8000」とするほかは、本件製品1と同じ表記内容の銘板が付され、うち上記ショッピングセンター内における本件製品1の設置位置は、原告が被告銀座吉田に提供した設置図面どおりであった(甲22の1ないし32, 甲38ないし甲44, 甲47の1ないし8)。

サ 原告は、平成28年6月6日、被告サン・ブリッドに対し、中国成都に設置されている本件製品1, 2は、被告サン・ブリッドが製造したものであると主張して損害賠償等を請求する訴訟を提起した(本件平成28年(ワ)第5501号 不正競争行為差止等請求事件)。

(3) ゴミ貯溜機について

ゴミ貯溜機は、昭和48年頃から、国内の多くのメーカーにより製造されており、現在、新明和工業株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、富士車輛株式会社、二幸産業株式会社、菱貴産業株式会社で製造販売されているほか、海外のメーカーでも製造販売されている。ゴミ貯溜機は、その基本的構造は、貯蔵する回転ドラムの内側に大小の羽根(フィン)を螺旋状に溶接したもので、既存の部品製品の組み合わせで構成されている装置であり、ドラムを回転させることにより投入口から投入されたゴミが内側の羽根(フィン)に沿って排出口に向かい、閉じられた排出口によって行き場を失ったゴミが圧縮され体積を減らし、さらにドラムの回転によって排出作業を行うというものである(丁1ないし丁5, 丁6の1)。

(4) 原告の商標権

ア 原告は、以下の商標権(以下「原告商標権」という。)を有している(甲15, 甲46)。

登録番号 第5720759号

出願日 平成26年7月22日

登録日 平成26年11月21日

登録標章 別紙原告商標目録記載のとおり

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第7類 廃棄物圧縮装置, 廃棄物破砕装置, 廃棄物貯留搬送装置

イ 被告銀座吉田は、中国において、「ゴミック」の商標登録を受けている。

2 争点

- (1) 本件技術情報は不競法上の営業秘密であるか。
- (2) 各被告の不正競争行為の成否
- (3) 被告らの不正競争行為により原告の受けた損害の額
- (4) P1の秘密保持義務違反の成否
- (5) 被告銀座吉田による商標権侵害等の成否

【判 断】

1 争点(1) (本件技術情報は不競法上の営業秘密であるか。)について

(1) 原告は、本件技術情報が、不競法上の営業秘密である旨主張するところ、不競法上の「営業秘密」といえるためには、秘密として管理されている(秘密管理性)生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて(有用性)、公然と知られていない(非公知性)ことが必要である(同法2条6項)。

(2) 原告は、上記のうち秘密管理性の点につき、本件技術情報は、電子データと電子データを印刷した紙ベースで保管され、それらの情報にアクセスできる者を福島工場の従業員18人と役員ほかの限られた原告の従業員に限り、また就業規則に従業員の秘密保持義務を定めるほか、秘密保持の誓約書の提出を受けていた旨主張するとともに、それらの従業員は、それらの本件技術情報が原告にとって重要な技術情報であり、持ち出したり、漏洩したりしてはいけない秘密の情報であることは十分に認識できていたから、営業秘密として管理されていたと主張する。

この点、証拠(甲31の1ないし18、甲32、甲33、甲36)によれば、原告主張の情報の管理状況や、就業規則の定めや、従業員から誓約書を徴求している事実が認められ、またその対象の情報が、原告において重要な技術情報であると認識できるとの点も、そのとおりといえることができる。

(3) しかしながら、原告の取締役であったP1及び原告の代理店としてその販売のみならず海外でのメンテナンスを担当していた被告銀座吉田は、原告が、何ら秘密保持義務を負わせることなく、また後日の返還を求めることもなく、原告製品の図面等、製品に関わる情報を、取引先、製造下請業者、メンテナンスを担当する業者にも交付していたことを主張しているところ、ゴミ貯溜機的设计図面等の管理に関して以下のような事実が認められる。

ア 原告が営業秘密と主張する図面の中には、発行者を「日本クリーンシステム(株)福島工場」として、日付け入りの「発行」とするスタンプと「製作用」とのスタンプが押されているもの(別紙営業秘密目録記載1の機械図面中、2の八角部分の図面に含まれる甲24の2、4のドラム内の分割羽根部分の図面に含まれる甲26の1ないし11、甲27の2ないし4、5の蓋ジョイント部分の図面に含まれる甲28の3、4、5、7)が存し、これら図面が部品を製造する業者に交付されていたことがうかがわれる。

イ 被告らが本件製品1の製造に関わっていたことを示すものとして原告が証拠として提出したメール(甲73)の記載内容によれば、原告製品のメンテナンスのためには、メンテナンス業者において、必要な部品を図面で第三者に請け負わせて作成させる場合もあることが認められる。そうすると原告は、過去に被告銀座吉田に対して海外での原告製品の設置やメンテナンスをさせていたというのであるから、メンテナンスを担当していた被告銀座吉田に対し、それらの作業に必要な図面等を交付していたはずと考えられる(な

お、被告銀座吉田は、第11回弁論準備手続期日において陳述した被告銀座吉田準備書面（8）において、本件製品1，2の製造に関与したことを推認させる事情となり得る過去販売した原告製品の図面等を保有していることを自認している。）。

また、同メールによれば、中国成都におけるゴミ貯溜機の購入設置者は、メンテナンス業者を競争入札により選ぼうとしていることがうかがえるが、このことから、ゴミ貯溜機を購入した者は、業者を任意に選んで、上記内容のメンテナンスを実施することが可能であるということ、すなわち、ゴミ貯溜機を購入した者は、メンテナンスに必要な図書類等を原告から交付されていたことを推認することができる。

ウ 原告は、過去に被告サン・ブリッドに対して原告製品の部品の一部を供給させていた（甲21）というのであるから、それに伴い被告サン・ブリッドに対し、少なくとも当該部品を製造するために必要な設計図を交付していたことが認められる。

(4) このように、原告が本件において営業秘密として主張する本件技術情報と同種の技術情報であると考えられる原告製品の図面等が被告銀座吉田はもとより、原告製品購入者、あるいは部品製造委託先に交付されていた事実が認められることに加え、そもそも原告は、P1及び被告銀座吉田による秘密管理性を否定する事実関係の主張について全く沈黙しており、その指摘に係る図面等の技術情報の外部提供について、営業秘密の管理上、いかなる配慮をしていたか一切明らかにしていないことも併せ考慮すると、原告のゴミ貯溜機を製造するために必要な設計図面等の多くは、P1及び被告銀座吉田が主張するように、特段の留保もなく購入者はもとより取引関係者に交付されていたことを認めるのが相当である。

そうすると、別紙営業秘密目録記載1，3の技術情報そのものが、上記図面等に含まれていると的確に認めるに足りる証拠はないものの、かといって、これら技術情報についてのみ他の同種技術情報と異なる特別の管理がされていたと認めるに足りる証拠もない以上、同様の管理状況であったと推認するほかなく、したがって、これでは、上記技術情報が不競法にいう「秘密として管理されていた」ということはできないということになる。

(5) なお、原告は、営業秘密の管理の程度が会社の規模による点や、管理されていることの認識可能性で足りるように主張しているので、その点についても検討するが、確かに一般論としては原告の指摘は当を得ているものということが出来る。

そして、本件においては、ゴミ貯溜機的设计図等は第三者に交付されたとしても、これらの者は、原告と一定の契約関係にある者に限られているということが考慮される必要がある。

しかし、図面等の交付を受ける者がその交付を受ける際に秘密保持義務は課されていた事実は認められないし、また、証拠（丁1ないし丁18（枝番号が

あるものは枝番号を含む。))によれば、ゴミ貯溜機の基本構造自体は公知の技術であると認められるほか、原告が原告製品の営業秘密の対象とする原告製品のドラム部分、八角部分、シール部分、ドラム内の分割羽根部分、蓋ジョイント部分も、その詳細な設計情報が原告製品固有の情報であるといえるとしても、技術的側面においては公知の技術といえるものばかりであると認められることからすると、特段の留保なく図面等の交付を受けた者は、それが当該製品の製造のために必要な図面であると認識できたとしても、当該図面等が原告において不競法にいう営業秘密として管理されているものと認識可能であったとはおよそ認められない。

したがって、図面等の交付を受けた第三者の原告との関係等を考慮しても、やはり別紙営業秘密目録記載1、3の技術情報をもって不競法上の営業秘密であるということとはできない。

(6) 他方、別紙営業秘密目録記載2のPLC制御プログラムは、上記の図面関係の資料のように取引関係者に紙媒体により図面として交付されていたとは考えにくい、そもそも同プログラムは、証拠(甲29)及び弁論の全趣旨によれば、原告製品GMR-8000とGMR-20000のPLC(programmable logic controller)を制御するため、三菱電機株式会社のシーケンサプログラミングソフトウェア「GX Developer」により作成されたプログラム情報であり、原告製品の動作を制御する機能を担っているものと認められるから、ゴミ貯溜機の引渡しに伴って顧客に引き渡されるものと認められる。

そして、これが機械の制御プログラムである以上、購入者は、不具合が生じた場合に備えて、そのバックアップをとっておくことも予定されるはずであるし、またメンテナンスを担当する業者においても、そのプログラム情報にアクセスできる必要があるものと考えられるから、これでは原告の営業秘密として管理されているとはいえない(なお、証拠(甲65の1ないし5)により認められる本件製品1について原告がしたPLC制御プログラムの読み出し保存作業からは、原告製品であっても、その読み出し保存作業は容易であると認められるし、またその作業内容自体は、購入者が、PLC制御プログラムに不具合が生じた場合に備えてバックアップをとっておく作業と何ら変わらないものと見受けられる。)。

そうすると、原告製品に類似したゴミ貯溜機を製造し、その制御プログラムとするために、上記プログラムをコピーして利用することは、他の法律構成による場合をさて置き、少なくとも不競法上の営業秘密の利用の問題は生じない。

(7) したがって、本件で問題とされている本件製品1、2は、原告製品の設計図面等が用いられて製造され、またそのPLC制御プログラムは、原告製品のそれをコピーしたものと認められるものの、そもそも原告主張に係る本件技術情報が不競法2条6項の要件を充足するに足りる秘密管理がされていたものと認められないから、原告主張に係る別紙営業秘密目録記載の本件技術情報を

もって、同法上の営業秘密ということとはできない（なお、本件紛争は、原告が被告銀座吉田との取引を打ち切ったことに始まっているが、原告は、本件訴訟提起前、被告銀座吉田が原告製品を機械目録により具体的に特定して、その独占的営業・販売権を有している旨主張した仮処分申立事件の答弁書（甲10の2）において、被告銀座吉田において「ゴミック」を自ら又は第三者をして製造することは可能であり、納入先を見つけて自らで納入できることも容易であると主張していた（上記第2の1(2)エ）のであるから、その主張内容と本件訴訟を提起してする原告製品に関わる営業秘密についての一連の主張との間には矛盾がある。）。

2 争点(2)（各被告の不正競争行為の成否）、(3)（被告らの不正競争行為により原告の受けた損害の額）について

上記1で認定した原告における原告製品の図面等の管理状況に加え、上記第2の1(2)の本件の経緯からすると、本件製品1、2は、被告銀座吉田及びP1が主張するように取引関係者に交付された原告製品の図面等を利用して製造されたものであることが容易に推認でき、また本件において、被告らが主張事実を否認するだけで、関係しているはずの具体的事実を一切明らかにしようとしないうちにも併せ考えると、被告らが直接でなくとも、少なくとも間接的に、その製造に関与したことも認められないではないが、上記1で判示したとおり、原告主張に係る別紙営業秘密目録記載の本件技術情報をもって不競法にいう「営業秘密」とは認められないから、原告があらゆる場合を想定して多段階にわたって主張する被告らの不正競争行為はいずれも認められない。

したがって、被告らの不正競争行為を前提とする原告の被告らに対する差止請求及び廃棄請求並びに損害賠償請求はすべて理由がない。

3 争点(4)（P1の秘密保持義務違反の成否）について

(1) 原告主張の本件確認書に基づく合意違反のうち、秘密保持義務違反をいう点は、P1が、原告がいうところの秘密を持ち出し開示した事実関係を認めるに足りる証拠はない。

原告は、被告らのした行為をさまざまに推測し、まず被告銀座吉田が、他の被告らと共謀し、P1に原告の本件技術情報を不正に取得させて、その技術情報を利用しているという主張をしているが、そもそもP1が原告を退職したのは、原告が被告銀座吉田に対して取引打ち切りの意思表示をした平成27年1月30日の4か月も前であって、両者が正常に取引をしていた時期である（被告銀座吉田は、P1の原告退職後の平成26年10月20日に、原告に対して中国成都の取引について受注した連絡もしている。）。

本件の経緯が、被告銀座吉田が原告との取引を打ち切って自ら製造する計画のもと、P1に働きかけて技術情報を持ち出させて取得したというのなら、原告のする推測も理解できるが、そもそも本件において被告銀座吉田は原告から取引を一方的に打ち切られた立場なのであり、またP1は、その時点で既に原告を退職して原告内の技術情報にアクセスできる立場ではなかったのであるか

ら、P 1 が原告の技術情報を持ち出したという原告の推測に根拠がないことは、この点で明らかである。

なお、本件製品 1, 2 は、伊達工場で製造されたものと認定するのが合理的であるし、その製造には原告主張に係る原告製品の技術情報が使用されていると考えられるが、原告主張に係る本件技術情報の管理状況は上記 1 で認定したとおりであって営業秘密とは認められないから、上記製造の事実から、P 1 による原告の主張する営業秘密の持ち出しなし開示は推認することはできない。

(2) また原告主張の本件確認書に基づく合意違反のうち、競業避止義務違反をいう点は、原告が競業避止義務違反と主張する事実を認めるに足りる証拠はない（なお、原告主張の根拠である本件確認書第 3 条 1 項は、具体的行為を対象とするものであるが、「前条を遵守するため」、すなわち第 2 条に定める秘密保持義務を遵守するための競業避止の合意として有効と解されるから、秘密保持義務違反が問題とならない本件においては、第 3 条 1 項の義務違反は問題にならない。他方、同条 2 項は、行為を特定せず、直接間接を問わず、しかも地域、期間も限定せず、代償措置もないのに無限定に退職取締役に一般的な競業避止義務を負わせようとする合意であるので、公序良俗に反し無効である。）。

(3) したがって、原告の P 1 に対する本件確認書に基づく合意違反を理由とする請求は、その判断に及ぶまでもなく理由がない。

4 争点(5) (被告銀座吉田による商標権侵害等の成否) について

(1) 原告は、商標権を有すると主張する「G O M I C」の表示を周知商品等表示とも主張するが、同表示を付した原告のゴミ貯溜機の販売期間及び販売台数を主張するだけで、それ以外の宣伝広告の状況や当該製品の市場及び需要者などの取引の実情を全く主張立証していないから、主張に係る表示が周知性を獲得していると認めることはできない。

(2) また、原告は、原告商標権の侵害も主張するが、被告銀座吉田が香港で同じ表示につき商標権を取得していることは日本における原告商標権の侵害になるわけではなく、また被告銀座吉田が製造販売に関与したと主張される中国成都に設置されている本件製品 1, 2 の銘板中の型番部分に別紙被告標章目録記載の標章である「G O M I C」との表示が付されていること（甲 2 2 の 3 2, 甲 4 7 の 1）についても、これが被告銀座吉田によってされたことを認めるに足りる証拠はないことはもとより、そもそも、この銘板が日本国内で付された事実を認めるに足りる証拠もない以上、このことから日本国内における原告商標権の侵害を認めることはできない。

(3) したがって、原告の被告銀座吉田に対する別紙被告標章目録記載の標章の使用に関する請求は、その余の判断に及ぶまでもなく理由がない。

5 まとめ

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法 6 1 条を適用して主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件は、不競法2条6項に規定する「営業秘密」該当するかも知れない事案であるだろうと想定して読み始めたところ、当事者はいずれも「ゴミ貯溜機」という商品の取引関係者であり、それに関する技術情報の使用開始等々をめぐる複雑な事案であるようであるが、原告は1名であるのに対し、被告は4名である。

原告の取締役として被告銀座吉田との取引を担当していた被告P1は、原告会社を退職する際に、秘密保持義務及び競業避止義務を定めるほか、違反した場合は退職金を返還するとともに同額の違約金の支払い義務を定めた「確認書」を原告に差し入れ、退職金として700万円の支給を受けたのである。

原告はその後、シンガポールに現地法人を設立し、被告銀座吉田に対し、今後は直接注文を受けない旨を口頭で通知し、ゴミ貯溜機に関する取引終了の通知を発送し、被告銀座吉田との取引を打ち切ったのである。

これに対し、被告銀座吉田は、原告を相手方として、原告が被告銀座吉田との取引を打ち切り、シンガポールに代理店を設置して、被告銀座吉田を排除して自ら取引しようとしたとして、大阪地裁に機械輸出禁止仮処分申立をし、原告と被告銀座吉田間には、原告製品についての独占的総代理店契約があるから、原告の行為は被告銀座吉田に与えられた独占的営業・販売権を侵害するものであると主張したのである。

これに対し原告は、被告銀座吉田主張の独占的総代理店契約を否認するとともに、原告から当該商品を仕入れなくても、自ら又は第三者をして製造することは可能であるのだから、本件仮処分は必要ないと主張して争ったのである。

被告銀座吉田が受注していた中国成都との取引については、被告から原告へ発注されることはなかったが、被告太陽工業の伊達工場においては、原告製品と同形状のドラム式ゴミ貯溜機が製造されていたし、また同工業の敷地内にはP1が代表者を務めるサキダスの従業員が稼働し、またP1が同工業を訪問することもあったのである。

そこで、原告は、前記伊達工場における製造事実を主張しP1と被告太陽工業に対して、訴訟を提起したのである。

原告はさらに、被告銀座吉田に対し上記ゴミ貯溜機の製造搬出の事実等に被告銀座吉田が関与していると主張して差止めと損害賠償等の請求訴訟を提起したのである。

また、被告銀座吉田が申し立てた前記仮処分事件については、上記権利に基づく侵害行為の差止請求権は認められないとして却下されたのである。

また、原告製品が納品されるはずであった中国成都のショッピングセンターには、遅くとも平成27年10月9日までに「本件製品1」と同一のゴミ貯溜機が、隣接するホテルには「本件製品2」と同一のものが、それぞれ設置されたのである。

しかし、原告はその後、被告サン・ブリッドに対しては、中国成都に設置されている本件製品1, 2は被告サン・ブリッドが製造したものであると主張して損

害賠償等の請求訴訟を提起したのである。

2. 本件で問題となった「ゴミ貯溜機」なる製品は、わが国においてはすでに多数のメーカーが製造していたものであり、その基本的構造は、貯蔵する回転ドラムの内側に大小のフィンを螺旋状に溶接したもので、現在の部材製品の組み合わせで構成されている装置であり、ドラムを回転させることにより、投入口から投入されたゴミが内側のフィンに沿って排出口に向かい、閉じられた排出口により行き場を失ったゴミが圧縮されて体積を減らし、さらにドラムの回転によって排出作業を行うという機械であり、特に特許権等は存在していないものであったのである。

ただ原告は、図形標章「GOMIC」を商標登録していたが、被告銀座吉田は中国において「ゴミック」（態様不明）について商標登録していたというのである。

3. 以上は、本件の前提事実であるところ、原告の主張の中から、本件「ゴミ貯溜機」という製品の技術内容は、法規定にある「公然知られていないもの」ではないことを、原告自身が自白して主張していることからすれば、被告らの行為は不正競争行為に値するものではない、と裁判所は判断したのである。

本件商品については、わが国の多くの企業が製造販売しており、また海外メーカーにあってもそうであることは証拠から明らかである以上、原告の主張はすべて否認されることになったのは当然であろう。原告はなぜその事実を自覚していなかったのだろうか。

4. なお、原告はわが国においては「ゴミック」と称呼するロゴ標章を商標登録していると主張しているが、裁判所はこれについての権利侵害の成立を認めていないのは、なぜだろうか。それは中国（香港）において被告銀座吉田が商標権を取得していることと相俟って、わが国においては使用しているとの証明がなされなかったのであろうか。

〔牛木 理一〕

〔営業秘密目録〕

原告の製造するゴミ圧縮・貯溜装置に関する以下のもの。

- 1 上記装置の機械図面
別紙「機械図面目録」記載の各図面
- 2 上記装置のPLC制御プログラム
別紙「制御プログラム目録」記載のプログラム
- 3 上記装置の製造手順
別紙「手順書目録」記載の手順

〔機械図面目録〕

- 1 ドラム部分の図面
(甲13の7, 8, 15, 16, 甲23の1, 2)
- 2 八角部分(隔壁版)の図面
(甲20の20ないし22, 甲24の1ないし3)
- 3 シール部分の図面
(甲25の1ないし5)
- 4 ドラム内の分割羽根部分の図面
(甲20の3, 7ないし11, 14, 甲26の1ないし11, 甲27の1ないし4)
- 5 蓋ジョイント部分の図面
(甲20の16ないし18, 甲28の1ないし7)

〔制御プログラム目録〕

PLC (programmable logic controller) を制御するため、三菱電機株式会社のシーケンサプログラミングソフトウェア「GX Developer」により作成されたプログラム情報(ラダー図) (甲29)

〔手順書目録〕

- 1 羽根取付製作手順書（甲 3 0 の 1）
- 2 ドラム位置調整製作手順書（甲 3 0 の 2）
- 3 サイドローラー取付手順書（甲 3 0 の 3）
- 4 GMR立上手順書（甲 3 0 の 4）
- 5 GMR仕上手順書（甲 3 0 の 5 ないし甲 3 0 の 1 0）

〔被告標章目録〕

- 1 G O M I C

〔原告商標目録〕

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】平成26年12月24日 (2014. 12. 24)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5720759号 (T5720759)
(151) 【登録日】平成26年11月21日 (2014. 11. 21)
(540) 【登録商標】



- (500) 【商品及び役務の区分の数】 1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第7類 廃棄物圧縮装置, 廃棄物破砕装置, 廃棄物貯留搬送装置
【国際分類第10版】
(210) 【出願番号】商願2014-61054 (T2014-61054)
(220) 【出願日】平成26年7月22日 (2014. 7. 22)
(732) 【商標権者】
【識別番号】500171925
【氏名又は名称】日本クリーンシステム株式会社
【住所又は居所】大阪府大阪市平野区加美正覚寺1丁目13-18
(740) 【代理人】
【識別番号】100061745
【弁理士】
【氏名又は名称】安田 敏雄
(740) 【代理人】
【識別番号】100120341
【弁理士】
【氏名又は名称】安田 幹雄
【法区分】平成23年改正
【審査官】鈴木 斎
(561) 【称呼 (参考情報)】 ゴミック
【検索用文字商標 (参考情報)】 GOMIC
【類似群コード (参考情報)】
第7類 09A03、09G63